

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	神田 (神田町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

神田町の地権者の皆さんの田を含め稲作の耕作者さんは現在14名です。これも高齢化により早く離農したいと考えておられる方もいるようです。地域計画を進める中で〇〇〇〇でお願いしたいという事で離農される方が、3名で耕作者は10名と〇〇〇〇になります。

(2) 地域における農業の将来の在り方

神田町の地権者の皆さんの田は、〇〇〇〇でもって一括管理するようにして個人でもう少し、耕作を続けたい方にはしてもらうようにして、話し合いをしながらこれからどうするかを決めていただくようにする。集約化した形での取り組み。これからの、作付については〇〇〇〇によって決めていく。出来るようであれば、圃場を大きくとり作業効率を上げる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	42.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	42.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
小神田地区では多数のかたが大中町の方に耕作されておられますが、中間管理機構との契約をしていただき協力をいただきました。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
〇〇〇〇と中間管理機構で契約をして管理していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
高低差のない田については畦を取り除いて大区画化したい。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
機械の大型化に取り組みたいが、資金の関係もあり、無理のない経営を行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
これから進める方向を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。				
②環境こだわり農産物への取り組みを進めていく。				